北上市電子入札実施要領

制定 令和3年6月8日 一部改正 令和4年10月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、北上市が発注する建設工事、建設関連業務委託及び物品・役務の提供に係る北上市電子入札システムを用いて行う電子 入札の実施に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 電子入札システム 契約担当者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者 の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し、入札等案件の登録から参加 申請、入札、落札者の決定までの事務を行うための電子情報処理組織をいう。
 - (2) 入札情報公開システム 発注、入札及び契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。
 - (3) 電子入札 電子入札システムを使用する方法により執行する入札をいう。
 - (4) 紙入札 紙媒体により執行する入札をいう。
- (5) I Cカード 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に 基づき主務大臣の認定を受けた認定認証業務を行うもののうち、一般財団法人日 本建設情報総合センターから提供される電子入札コアシステムに対応した認証局 (以下「特定認証局」という。)が発行した電子的な証明書を格納しているカード をいう。
- (6) 工事費内訳書 入札に当たり、入札金額の積算内訳(数量、単価及び金額)を明らかにした積算資料から、主要項目を抜粋したものをいう。
- (7) 電子くじ 入札参加者が入力した任意の数値(くじ番号)を用いた演算式により、電子計算機で落札者等を決定するシステムをいう。

(対象)

- 第3条 電子入札の対象は、次のとおりとする。
 - (1) 条件付一般競争入札
 - (2) 指名競争入札

(利用者登録)

第4条 電子入札により入札に参加しようとする者は、あらかじめ電子入札システム に利用者登録を行わなければならない。

(案件登録)

第5条 財政課長は、電子入札により入札を行おうとするときは、電子入札を行う案件について、電子入札システムにより案件登録を行うものとする。

2 財政課長は、前項の案件登録をしたときは、入札公告及び入札通知(以下「公告等」という。)においてその旨を公示するものとする。

(質問及び回答)

第6条 入札参加者が設計図書に係る質問をするときは、公告等に定める期間内に電子入札システムを通じて行うものとし、これに対する市の回答は入札情報公開システムに掲載するものとする。

(入札参加の申込み)

第7条 第3条第1号に規定する電子入札に係る入札参加申請は、電子入札システムにより受け付けるものとする。ただし、当該申請に必要な添付資料の容量が3メガバイトを超える場合は、当該資料を持参又は郵送により提出することができるものとする。

(入札書)

- 第8条 財政課長は、電子入札をするときは、入札参加者に、入札金額その他所定の情報を電子入札システムに入力することにより作成した入札書を提出させるものとする。
- 2 入札書は、入札金額その他所定の情報が契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに提出されたものとみなす。
- 3 前項の規定は、電子入札システムによる申請、届出の提出について準用する。 (提出書類)
- 第9条 財政課長は、入札参加者に対し、電子入札システムにより、作成した工事費 内訳書等を入札書に添付するよう求めることができる。

(紙入札)

- 第10条 電子入札においては、紙入札を認めないものとする。ただし、入札参加者から紙入札参加承諾願が提出され、財政課長があらかじめ承諾した場合にはこの限りでない。
- 2 電子入札の手続開始後、システム障害による接続不能状況等に応じ、財政課長の 都合により紙入札に変更できるものとする。この場合、入札参加者に対し電話又は ファクシミリ等により連絡するものとする。
- 3 紙入札による参加を認める基準その他必要な事項は、市長が別に定める。 (開札)
- 第11条 財政課長は、電子入札において、紙入札を承諾した入札参加者がある場合には、開札時に当該入札書記載の入札金額を電子入札システムに登録し、開札手続を 行うものとする。
- 2 財政課長は、工事費内訳書の提出を求めた場合には、開札に先立ち工事費内訳書 の確認を行うものとする。
- 3 財政課長は、止むを得ない事情があり電子入札による入札手続の続行が困難と認

められる場合には、開札を延期又は中止することができる。

(入札執行回数)

第12条 入札執行回数は、再度入札を含め原則として3回までとする。

(落札者等の決定)

- 第13条 財政課長は、開札の結果、落札者又は落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者にその旨を通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるとき又はその他電子入札システムにより通知することができない場合は、その他の方法により通知するものとする。
- 2 落札者又は落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、 電子くじにより落札者又は落札候補者を決定するものとする。この場合において、 電子くじの手続が困難な場合には、別に財政課長が指定する場所及び日時において くじ引きにより決定するものとする。

(落札決定の保留)

- 第14条 財政課長は、開札後に北上市低入札価格調査取扱要領第10の規定により落札者の決定を保留したときは、入札参加者に対して落札者の決定を保留する旨を電子 入札システム又は電話等の通信手段により通知するものとする。
- 2 落札決定を保留したのちに落札者を決定したときの手続については、前条第1項 の規定を準用する。

(入札の無効)

- 第15条 電子入札においては、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者がしたもの
 - (2) 開札日まで有効なICカードを有しない者がしたもの
 - (3) 財政課長の承諾を得ないで紙入札をしたもの
 - (4) 同一案件において電子入札と紙入札とを二重にしたもの
 - (5) 入札参加者又は第三者が不正な手段により改ざんした入札書が提出されたもの
 - (6) 電子入札システムにおいて、入力が必要な項目を入力していないもの又は数値 を入力す

べき項目に記述を入力した事項を含むもの

- (7) 電子入札システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に 従わないで入力した事項を含むもの
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明りょうであるもの
- (9) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められるもの
- (10) 同一の入札について、自己が入札参加者として参加しているにもかかわらず、 他の入札参加者の代理をした者がしたもの
- (11) 電子入札システム及びICカードの不正使用により行ったもの
- (12) 工事費内訳書等必要とする書類の添付がないもの

- (13) 入札書に記載された金額と工事費内訳書の金額が一致しないもの
- (14) その他電子入札に関する条件に違反して入札したもの (障害時の対応)
- 第16条 財政課長は、電子入札システムの障害、停電若しくは通信事業者に起因する 通信障害又は特定認証局に起因する障害等やむを得ない事情により複数の入札参 加者が電子入札を行うことが困難と判明した場合には、その原因と復旧の見込み等 を調査のうえ、入札締切日時及び開札日時の変更又は紙入札への変更等、必要な処 置を講ずるものとする。

(入札参加者のICカードの取扱い)

- 第17条 電子入札システムを利用することができる I Cカードは、北上市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成3年北上市告示第15号)による入札参加資格者(以下「資格者」という。)又は資格者から入札及び契約の権限について委任状により委任を受けた者(以下「受任者」という。)のI Cカードに限るものとする。ただし、資格者又は受任者のI Cカードが、代表者の変更、有効期限の満了等の理由で失効することが開札までの間に確実である場合の取扱いは、市長が別に定める。
- 2 電子入札においては、復代理人による入札は認めないものとする。
- 3 第1項の委任期間は、北上市競争入札参加資格台帳の有効名簿登載期間を限度と する。ただし、委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合は、書面による 変更の届出を行わなければならない。
- 4 特定市営建設工事共同企業体における入札可能なICカードは、特定市営建設工事共同企業体の代表者又は当該代表者から第1項の規定に基づき委任された者のICカードとする。
- 5 入札参加者が次の各号に掲げる方法により I Cカードを不正に使用したことが判明したときには、入札前にあっては当該入札への参加を認めないこととし、入札後において当該入札者の落札後に不正使用したことが判明したときには、落札決定を取り消し、契約締結前にあっては契約を締結しないこととし、契約締結後にあっては契約を解除するものとする。なお、この場合は、指名停止等の措置を行うことがある。
- (1) 他者のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加 しようとした場合
- (2) 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加又は参加しようとした場合
- (3) 同一案件に対して、複数のICカードを使用して複数の参加申請書や入札書を 提出した場合
- (4) その他不正の目的をもって I Cカードを使用した場合

(その他)

第18条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。